国会議員の選挙等の執行経費の交付額の算定について、投票 所経費、開票所経費等の算定を選挙事務の実態に即したもの とすることなどにより執行経費の適正化を図るよう総務大臣 に対して意見を表示したものについての報告書(要旨)

平成22年9月 会 計 検 査 院

1 制度の概要

国会議員の選挙等の事務に要する経費(以下「執行経費」という。)は、国が負担することとされ、「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」(以下「基準法」という。)において、投票所経費、開票所経費、事務費等の経費の種類ごとに基本額が定められている。そして、その内訳として経費の種類ごとに作成されている。基本額算定表によると、投票所経費及び開票所経費の基本額の内訳で大きな割合を占めているのは、市町村の一般職員が正規の勤務時間外に従事することを想定して算定されている超過勤務手当である。また、選挙人の数が3万人以上の開票区の開票所経費については、3万人を超える選挙人の数1万人ごとに、選挙人の数3万人以上の区分の開票所経費の基本額に地域加算等をした額の100分の30相当額を加算することとされている(以下、この額の加算を「開票所加算」という。)。

総務省は、基準法に基づき、都道府県が提出した算定資料を基に執行経費を算定して 都道府県に交付し、都道府県は、当該交付額のうち管内市町村分として交付を受けた額 を市町村に交付している。そして、執行経費については、交付された総額の範囲内で、 融通して補うことができるとされていて、精算を要するものではないとしている。

基準法においては、避けることのできない事故その他特別の事情によって執行経費の 交付額をもって選挙事務を執行することができない都道府県又は市町村に対しては、交 付額の100分の5以内の額で追加して交付することができることとなっている(以下、追 加して交付する経費を「調整費」という。)。

また、基準法等においては、備品に係る経費は計上されていないが、市町村等は、選挙事務の省力化を図るなどのため備品を購入し、執行経費により支出を行っている。

2 検査結果

本院は、合規性、経済性、有効性等の観点から、投票所事務、開票所事務等の執行の 実態が基準法に基づく経費の算定の内容とかい離していないか、また、備品の購入状況 は適切かなどに着眼して、16都府県及び管内の188市町(19特別区及び8指定都市を含む。) において19年7月実施の参議院選挙の際にこれらの都府県及び市町に交付された執行経 費151億0592万余円並びに21年8月実施の衆議院選挙の際の同執行経費180億1604万余円 を対象として、算定資料、経理補助簿等の書類により会計実地検査を行った。

(1) 投票所経費について

- ア 投票所事務の従事時間についてみると、基本額算定表では16時間と想定しているが、188市町全体の実際の平均従事時間は参議院選挙では13.5時間、衆議院選挙では13.6時間となっていた。
- イ 配置人数についてみると、投票所事務従事者の人数を基本額算定表により算出すると、参議院選挙では計96,282人及び衆議院選挙では計95,737人となるが、実際に配置されていた人数(以下「実配置人数」という。)はそれぞれ計84,241人及び計88,009人であった。そして、基本額算定表に定められた選挙人の数の区分に応じた配置人数の基準(以下「基準配置人数」という。)と実配置人数とを投票所ごとに比較したところ、参議院選挙では10,942投票所のうち7,876か所(71.9%)、衆議院選挙で10,818投票所のうち6,887か所(63.6%)において実配置人数が基準配置人数を下回っていた。
- ウ 賃金職員の導入状況についてみると、導入の割合は市町数では参議院選挙で52.1 %、衆議院選挙で54.2%、投票所事務従事者数では参議院選挙で22.4%、衆議院選挙で23.7%となっていた。
- エ 以上のことなどから、投票所事務従事者に対する超過勤務手当等の実績額は、基本額算定表に基づく算定額を大きく下回っていた。

なお、投票所事務従事者に対する超過勤務手当等についてみると、基本額算定表に準じた時間単価、職員個人の俸給に応じた時間単価、一律の時間単価等を適用していたほか、超過勤務手当の支給に代えて代休を取得させている市町もあった。

(2) 開票所経費について

- ア 開票所事務の従事時間についてみると、基本額算定表において5時間と想定されているが、188市町全体の平均従事時間は参議院選挙で3.7時間、衆議院選挙で3.6 時間となっていた。
- イ 配置人数についてみると、開票所事務従事者の人数を基本額算定表と開票所加算に基づく試算により合計すると、参議院選挙では計105,542人及び衆議院選挙では計106,525人となるが、実配置人数はそれぞれ計59,608人及び計60,959人であった。そして、これを開票所ごとに比較したところ、参議院選挙では263開票所のうち228か所(86.6%)、衆議院選挙では287開票所のうち242か所(84.3%)において実配置人数が基準配置人数を下回っていた。

特に、選挙人の数が4万人以上の開票所においては、実配置人数が基準配置人数を下回っていて、選挙人の数が多くなるにしたがってその開差が著しく拡大する状況となっており、開票所加算の加算率が実態とかい離していると思料された。

- ウ 賃金職員の導入状況についてみると、導入の割合は、投票所事務ほど高くはない ものの、市町数では参議院選挙で30.8%、衆議院選挙で33.5%、開票所事務従事者 数では参議院選挙で5.5%、衆議院選挙で6.0%となっていた。
- エ 以上のことなどから、開票所事務従事者に対する超過勤務手当等の実績額は、基本額算定表に基づく算定額を大きく下回っていた。

なお、開票所事務従事者に対する超過勤務手当等についてみると、投票所事務従 事者と同様の状況となっていた。

(3) 調整費について

参議院選挙においては、11都府県管内の68市町に対して9億9527万余円の調整費が 交付されており、交付額が最も多い東京都管内の19特別区及び4市の調整費について みると、投票所経費等の多くの経費について、多額の調整費が交付されていたが、総 務省は、調整費の交付に係る具体的な要件等を整備していない状況となっていた。

(4) 備品の購入について

備品の購入状況についてみると、188市町のうち161市町(85.6%)において、投票 用紙自動交付機等の備品を参議院選挙で4億6116万余円、衆議院選挙で4億7680万余円 購入していた。

そして、備品の納入時期についてみると、投票日後に納入されているものが、参議院選挙において36市町で1億0647万余円、衆議院選挙において10市町で1182万余円見受けられた。さらに、これらのうち、参議院選挙の投票日後に納入された備品について、その納入時期をみると、選挙から5か月以上経過した翌年1月から3月に集中している状況(投票日後の備品の納入に係る金額の74.3%)となっていた。そして、これら備品の購入目的を次回の選挙の用に供するためなどとしていた。

(5) 改善を必要とする事態

投票所経費及び開票所経費の基本額の算定の基礎となっている選挙事務従事者の従事時間数や配置人数等が選挙事務の実態とかい離していたり、開票所加算が実態を適切に反映したものとはなっていなかったり、次回の選挙の用に供する備品を購入していたりなどしている事態は適切とは認められず、改善の要があると認められる。

(6) 発生原因

このような事態が生じているのは、総務省において、次のことなどによると認められる。

- ア 投票所経費及び開票所経費の基本額の算定の基となっている選挙事務従事者の従 事時間数、配置人数、賃金職員の導入等について、選挙事務の執行の実態を十分に 把握しておらず、経費の算定に適切に反映させていないこと
- イ 開票所加算の措置を講ずる開票所の実態を十分把握しておらず、加算率を基準法 制定後一度も見直していないこと
- ウ 調整費の要望に係る支出を、避けることのできない事故その他特別な事情により 当該選挙の執行に不可欠なものに限定する具体的な手続等が整備されておらず、審 査が十分でないこと
- エ 備品の購入の実態が経費の算定に反映されておらず、また、備品の購入について 当該備品がなければ選挙の管理執行に支障を来すのかを十分に見極めた上で必要や むを得ないものに限るとする周知が徹底していないこと

3 本院が表示する意見

国会議員の選挙等の実施に当たっては、今後も多額の執行経費が交付されることが見込まれることから、早急に経費の見直し等を行い、執行経費の適正化を図る必要があると思料される。

ついては、総務省において、執行経費の交付額の算定を選挙事務の実態に即したものとすることなどにより執行経費の適正化を図るよう、次のとおり意見を表示する。

- ア 投票所経費及び開票所経費の算定の基になっている選挙事務従事者の従事時間数、 配置人数及び賃金職員の導入について、実態を調査し、基本額の算定に反映させるこ と
- イ 開票所加算の対象となる開票所の実態を調査した上で、加算率の見直し等を行うこ と
- ウ 調整費による支出を避けることのできない事故その他特別の事情により当該選挙の 執行に不可欠なものに限定するため、関係者に対して交付要件をあらかじめ周知する とともに、具体的な手続を定めて調整費の要望に対し十分な審査を行うこと
- エ 選挙事務における備品の購入の実態を調査し、経費の算定に適切に反映するよう検

討すること、また、備品の購入に当たり、次回選挙に備えるための備品購入を行わないよう周知をより一層徹底すること